

大崎出張所だより

大崎出張所は、鳴瀬川・江合川・多田川・新江合川の河川管理を行っております。

第35号_令和7年2月21日

令和7年2月上旬時点 管内の工事状況について

樹木伐採工(江合川大崎市クリーンセンター前)

河道掘削工(江合川 JR新幹線橋梁下中州)

樹木伐採工(江合川東江合橋上流)

樹木伐採工(江合川白鳥公園下流)

樹木伐採工(多田川JR新幹線橋梁下流、三本木排水機場付近)

工事箇所付近で重機の出入りがあります。地域の皆様には、河川工事へのご協力を御願いたします。

河川敷地を採草地として利用することができます



- 申請をすることで、河川敷地において自家消費のための採草を行うことができます。(大崎出張所管内で25件)
- 占用許可期間は最長10年(更新可能・途中でやめることも可能)
- 占用料がかかります
- 占用箇所は維持管理をお願いしています
- 利用を希望される方は大崎出張所までお問合せください。**



北上川下流河川事務所の公式SNSもぜひご覧ください。

北上川下流河川事務所HP

facebook

(旧Twitter)

You Tube

《お問い合わせ》
 国土交通省 東北地方整備局 北上川下流河川事務所 大崎出張所
 〒989-6111 宮城県大崎市古川鶴ヶ塚字鶴田154-3
 TEL 0229-22-0336 FAX 0229-22-4695
 北上川下流河川事務所ホームページURL:<https://www.thr.mlit.go.jp/karyuu/>

川や堤防の異常・変状などを発見されましたらお手数ですがご連絡ください。

河川区域内での注意事項とおねがい

不法投棄が多発しています！

巡視による監視や、注意看板の設置などを行っていますが不法投棄が無くなりません。河川環境の悪化だけではなく洪水時に不法投棄物が川の流れの支障になったり、樋門樋管等の施設に損傷を与える可能性もあります。

また、不法投棄は犯罪行為で法律により処罰されます。河川へのゴミの投棄は絶対にしないでください。

不法投棄を見かけた際は、**発見者の安全のため直接対応せず出張所にご連絡ください。**



家具やタイヤ、家庭ゴミなど様々な物が投棄されています。

河川区域内での野焼きは止めて下さい。

野焼きは廃棄物処理法で定めた一部の方法を除き、廃棄物（家庭ゴミを含む）の焼却は禁止されています。適切な焼却設備を使用せず廃棄物を焼却する野焼き行為による**環境汚染が深刻**となっています。

廃棄物の処理は各自治体の規則に従い適切に処分しましょう。

－野焼き行為の罰則規定－

5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、又はこれの併科



冬場は乾燥していて重大な事故に繋がる可能性もあります。

踏み荒らし注意！

のりめん

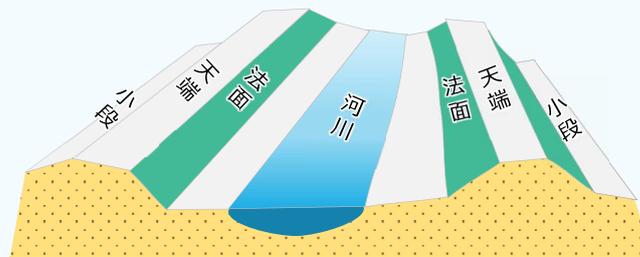
法面(★)を車両で走行すると堤防が削られて崩れやすくなる原因となります。また、徒歩であっても日々歩き固めることで踏み荒らしとなってしまいます。河川敷を利用する際は、指定の場所を通行するようお願いいたします。

－メモ－

てんば

堤防の一番上の部分を「天端」といい、遊歩道やサイクリング道路になっているところもあります。

のりめん
★「法面」とは、堤防の斜面全体のことをいい、その法面の途中につくられた水平な部分を「小段」といいます。



※天端（小段）は河川管理用通路なので一般車両は通行出来ません。



本年もよろしくお願い申し上げます。
大崎出張所一同